

令和5年度
千歳市児童発達支援センター就学学習会②

放課後等デイサービスについて

日時 令和5年8月22日（火曜日）10時より

場所 千歳市総合福祉センター402号室

千歳市こども福祉部こども療育課 松本 純子

児童福祉法に基づく福祉サービス（障害児通所支援事業）

区分	サービス名	対象	内容
通所系	児童発達支援	集団又は個別の支援が必要と認められる主に未就学の子ども	日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練など
	放課後等デイサービス	学校の授業の終了後、又は休業日に支援が必要と認められる子ども	生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進など
訪問系	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等があり、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な子ども	居宅を訪問して行う児童発達支援
	保育所等訪問支援	通園先の集団生活で支援課題が大きく、当該施設で専門的な支援が必要と認められる子ども	集団生活への適応のための専門的な支援など

放課後等デイサービスとは？

- 学校（幼稚園、大学を除く。）の授業終了後または休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流促進などの支援を行う。
- 支援を必要とする子どもに対して、学校や家庭とは異なる時間、空間、人、体験等を通じて、個々の子どもの状況に応じた発達支援を行うことにより、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る。

<放課後等デイサービスガイドライン（厚生労働省作成）より>

支援内容は？

- ① 自立した日常生活を営むために必要な訓練
- ② 創作的活動、作業活動
- ③ 地域交流の機会の提供
- ④ 余暇の提供

<放課後等デイサービスガイドライン（厚生労働省作成）より>

- ガイドラインでは、子どもの発達過程や特性、特に配慮が必要な課題等を理解した上で、一人ひとりの状態に即した支援内容を組み立てて支援を行うことが事業所に求められています。

対象者は？

- 学校（幼稚園、大学を除く。）の授業の終了後、又は休業日に支援が必要と認められる満18歳までの子ども
- 引き続き、放課後等デイサービスを受けなければ、その福祉を損なうおそれがあると認められるときは、満20歳に達するまで利用することができる（高校や専門学校等に在学中の場合など）

費用は？

- ひと月ごとにサービス提供に要した費用の1割を利用者負担額として事業所に支払います。お子さんに必要な支援の内容により負担額は異なります。
- ひと月あたりの負担額は、世帯の所得に応じて算出した負担上限月額まで（0円～最大37,200円）です。
- 事業所によっては、別におやつ代や昼食代などの実費負担額がかかる場合があります。

利用の流れ

相談・見学

- 障害児相談支援事業所などに相談し、事業所の支援内容の確認や事業所見学を行いましょう。
- 児童発達支援を利用中の方は、就学後の利用について相談支援専門員や利用先の事業所に相談。

申請

- 申請書類に「**支援の必要性を確認できる書類**」、「**利用計画案**」を添えて市に提出。
- 児童発達支援を利用中の方には、令和6年1月中旬に申請書類を郵送予定。2月～3月上旬までに提出を。
- 市は、お子さんの心身の状況や課題、利用目的、家庭環境などを面接等により調査。

決定

- 市は、必要な利用日数、支給決定期間などを決定し「**通所受給者証**」を3月下旬までに交付します。
- 「**通所受給者証**」を持参して、事業所と契約（必ず重要事項説明書の説明を受けましょう）。

支援の必要性を確認できる書類とは？

- 障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳） ※必須ではない
- 特別児童扶養手当を受給していることを証明する書類 ※必須ではない
- 次の書類のうち、**いずれか1年以内に作成されたもの**
 - 主治医の診断書、もしくは意見書（放デイの利用を必要と認める旨の記載があること）
 - 児童相談所の判定書（検査結果や意見の記載があること）
 - 発達検査の結果（検査を実施した相談機関・医療機関等の所見を含む）
 - こどもの発達と支援の記録ファイル（通称：イエローファイル） など

障害児相談支援事業所とは？

- 相談支援専門員が、お子さんや保護者の困りごと、心配なことについて一緒に考え、お子さんの成長や社会に出てからの生活などの総合的な相談や利用可能な福祉サービスについての情報提供などを行う。
- 放課後等デイサービス等の福祉サービスを利用する際には、「利用計画案・計画書」を作成し、定期的に利用状況のモニタリングを行う。
- 千歳市では、相談支援専門員が不足し「利用計画案・計画書」の作成が間に合わない状況。このため、保護者が作成した「セルフプラン」の提出を認めている。

注意事項

- 学習塾や習い事、預かり事業とは異なります。
- 利用日数は、お子さんの年齢、体力、生活リズムや支援を必要とする課題、目的等を勘案して支給決定します。
- 保護者が就労等により、昼間長期間不在となる場合は、学童クラブの利用もご検討ください。学童クラブと放課後等デイサービスを併用することができます。

お問い合わせ

□千歳市 こども福祉部 こども療育課 療育給付係

千歳市東雲町2丁目34番地 千歳市総合福祉センター 2階

電話：0123-24-3131（内線642）

平日：午前9時～午後5時

□市ホームページ「発達支援を利用するには」

詳しくは、QRコードから ⇒

